

総量削減義務と排出量取引制度における 再エネクレジット*検証ガイドライン

*再エネクレジットとは、
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項
第2号エの「環境価値換算量」及び同号カの「その他削減量」
(電気等環境価値保有量に係るものに限る。) を総称したものという。

2024（令和6）年9月

（第4計画期間版）

東京都環境局

目 次

第1部 はじめに	1
1 本ガイドラインの概要.....	1
2 本ガイドラインの位置付けと構成.....	1
(1) 本ガイドラインの位置付け	1
(2) 本ガイドラインの構成.....	2
第2部 検証の進め方	3
第1章 設備認定検証及び電力量認証検証の流れ	3
1 再エネクレジット発行のための全体のフロー	3
2 設備認定検証及び電力量認証の流れ.....	5
第2章 検証計画の策定.....	6
1 検証計画に関する書類の作成.....	6
(1) 利害相反の回避の確認.....	6
(2) 検証業務を行う人員の編成	6
(3) 概要把握.....	7
(4) 検証留意事項の評価	9
(5) 品質管理手続における確認項目	9
2 検証スケジュールの作成及び提出.....	9
第3章 設備認定検証の実施	10
1 事前説明.....	10
2 検証チェックリストを用いた検証.....	10
(1) 根拠資料・確認手段の選択	10
(2) 検証結果の判断.....	11
(3) 「不備あり」「不明」の場合の対応.....	11
(4) 再検証の実施	12
3 検証のポイント	12
4 登録検証機関による質問	13
第4章 電力量認証検証の実施.....	14
1 事前説明.....	14
2 検証チェックリストを用いた検証.....	14
(1) 根拠資料・確認手段の選択	14
(2) 検証結果の判断.....	15
(3) 「不備あり」「不明」の場合の対応.....	15
(4) 再検証の実施	16
3 検証のポイント	16

(1) 共通.....	16
(2) 特定バイオマス発電	17
4 登録検証機関による質問	18
第5章 検証結果のとりまとめと報告.....	19
1 検証結果のとりまとめ.....	19
2 検証結果の品質管理手続き及び検証結果報告書の確定.....	20
3 設備認定検証結果報告書の提出	21
4 電力量認証検証結果報告書の提出.....	21

平成 21 年東京都告示第 1234 号別記第 8 号様式 検証結果報告書

A 号様式 検証結果の詳細報告書（再生可能エネルギー設備認定）

B 号様式 検証結果の詳細報告書（再生可能エネルギー電力量認証）

C 号様式 再生可能エネルギー設備認定検証チェックリスト

D 号様式 再生可能エネルギー電力量認証検証チェックリスト

第1部 はじめに

1 本ガイドラインの概要

平成20年6月25日に、東京都議会において全会一致で都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。通称「環境確保条例」。以下「条例」という。）の改正が可決され、大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（通称「総量削減義務と排出量取引制度」。以下「本制度」という。）の導入が決定した。

本制度においては、削減義務の履行手段として、自らの事業所での削減に加え、他者の削減量、環境価値等の取得が可能である。

本ガイドラインは、申請された発電設備が再エネクレジットの対象となるものであつて、かつ、発電された電力量が、「再エネクレジット算定ガイドライン」に基づき正確に算定・報告されていることについて、登録検証機関が検証を行うための手順、確認方法及び判断基準を記載したものである。

本制度において、検証業務を行うことができる組織は、東京都に登録された組織に限定される。検証機関に求められる要件及び登録のための手続については、「検証機関の登録申請ガイドライン」を参照すること。

なお、本ガイドラインに示す検証方法は、本制度において適用されるものであり、他の類似の制度及び一般の排出量の検証で適用されることを意図していない。

2 本ガイドラインの位置付けと構成

（1）本ガイドラインの位置付け

本制度では、排出量取引により、他事業所の特定温室効果ガス（燃料、熱又は電気（以下「燃料等」という。）の使用に伴って排出されるCO₂）の削減量及び環境価値を特定温室効果ガスの削減量に換算した量である次の5種類の量を取得して、削減義務に充当することができる。

- ・ 超過削減量
- ・ 都内中小クレジット
- ・ 再エネクレジット
- ・ 都外クレジット
- ・ 埼玉連携クレジット

本ガイドラインでは、電気等の環境価値の保有量を、本制度で定める方法により認定された設備において算定し、削減量に換算した量（条例第5条の11第1項第2号エの「環境価値換算量」）における、設備認定及び電力量認証の検証を実施するに当たり登録検証機関が遵守すべき事項を定めたものであり、検証計画から、検証の報告までの工程別に実施すべき作業や手続きを示している。

なお、電気等の環境価値とは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第4条の12第1項で定める「再生可能エネルギー」を変換して得られる電気又は熱が有する地球温暖化及びエネルギー資源の枯渇防止に貢献する価値をいう。

また、他制度で認められた電気等の環境価値を再エネクレジットに変換したもの（条例第5条の11第1項第2号カの「その他削減量」）については、登録検証機関による検証の対象とならない。

（2）本ガイドラインの構成

第1部は、本ガイドラインの概要を記載したものである。本ガイドラインについての概要及び位置付けについて記載している。

第2部は、再エネクレジット（環境価値換算量）に関する検証の進め方について記載したものである。設備認定及び電力量認証の検証方法について示している。

なお、本ガイドラインにおいて東京都への申請について記載しているが、当該申請書に添付する書類（添付書類等）は、「書類」、「文書」、「図面」、「資料」、「複写」などの書面により行うこととしているもののうち、電磁的記録のあるものは引き続き押印を求めているものを除き当該書面等の添付に代えて電磁的記録を添付することにより行うことができる。

第2部 検証の進め方

第1章 設備認定検証及び電力量認証検証の流れ

1 再エネクレジット発行のための全体のフロー

再エネクレジット（環境価値換算量）を発行するための全体のフローは次の図1のとおり、設備認定、電力量認証、再エネクレジットの発行の3段階に大別される（電力量認証の後に行う、再エネクレジットの発行方法については、「排出量取引運用ガイドライン」を参照すること。）。

ここで、設備認定及び電力量認証は、申請者自らが申請書類を作成し、東京都に申請することとなるが、作成した書類の妥当性を評価するために東京都に申請する前に、あらかじめ登録検証機関の検証を受けなければならない。

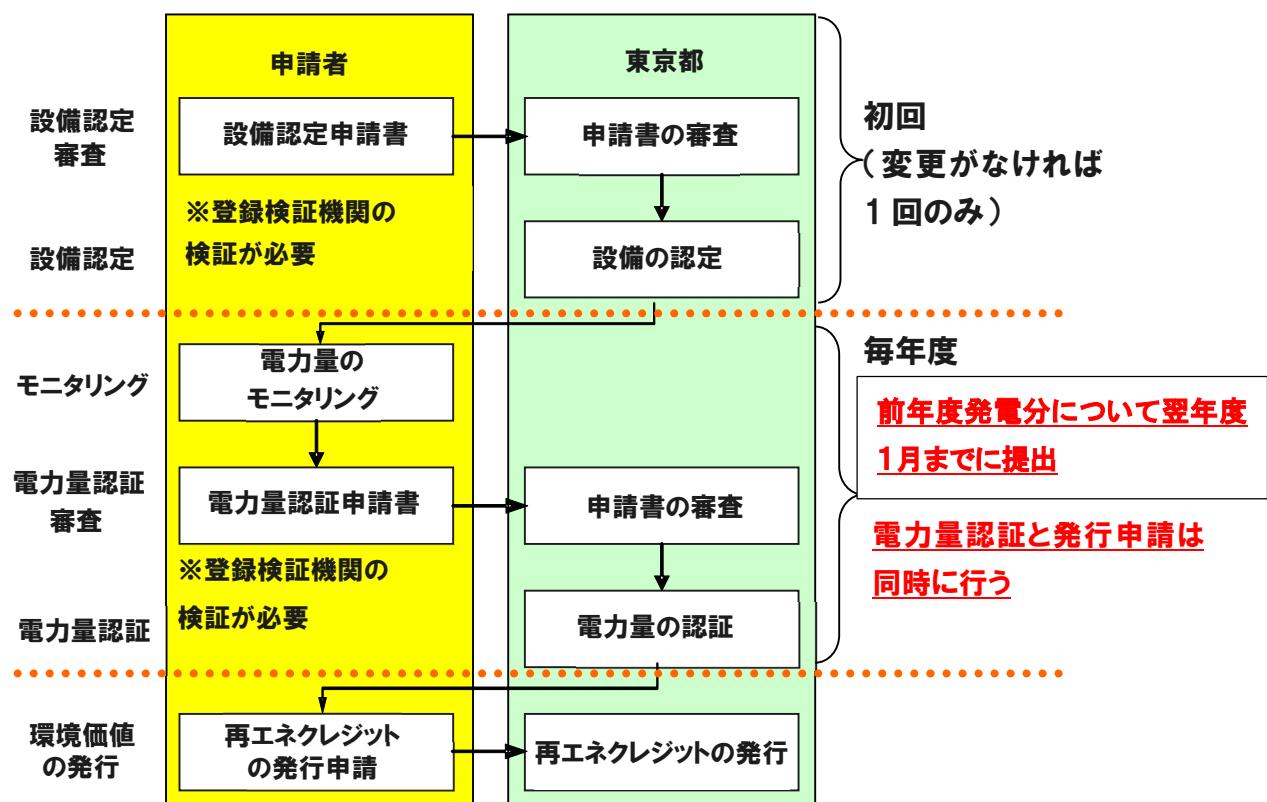


図 環境価値換算量における再エネクレジット発行までのフロー

なお、再エネクレジット（環境価値換算量）においては設備認定の検証（以下「設備認定検証」という。）と電力量認証の検証（以下「電力量認証検証」という。）の検証が行われることになる。

設備認定検証では、申請者が作成した設備認定申請書が、「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って作成されており、申請書の記載内容に間違이がないか、再エネクレジットの対象になるか、当該設備に係る環境価値の認証について他制度との重複がないか、算定が適切に行われるためのモニタリング方法が計画されているかについて検証する。

電力量認証検証では、申請者が報告する認証可能電力量について、東京都の設備認定を受けた設備認定申請書に従ってモニタリング及び算定等が行われているか、「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って作成されているかについて検証する。

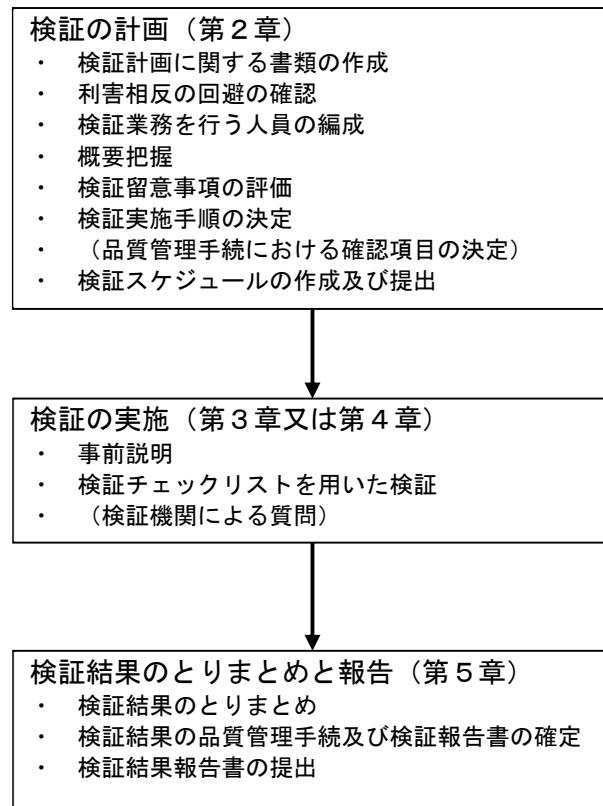
また、検証を行うことのできる時期であるが、設備認定検証については、特別定めはなく隨時行うことができる（認定設備の変更の検証の場合は、設備の変更前に検証を受けるものとする。）。電力量認証検証は、電力量のモニタリング期間の終了後（認証対象となる年度の翌年度）を原則とする。なお、電力量認証に当たっては、原則として、認証の対象となる電力量を発電した年度の4月1日時点の本ガイドラインを適用するものとする。

ただし、令和6（2024）年度に発電した電力量については、令和7（2025）年4月1日時点の本ガイドラインを適用する。

本ガイドラインでは、設備認定検証及び電力量認証検証それぞれの検証について記載しているが、以後、特別に記載のない項目については両者共通の事項である。

2 設備認定検証及び電力量認証の流れ

再エネクレジット（環境価値換算量）における検証業務の流れを次のフロー図に示す。なお、フロー図における検証の実施の項目では、設備認定検証は第3章、電力量検証は第4章を参照するものとする。



第2章 検証計画の策定

1 検証計画に関する書類の作成

登録検証機関は検証の実施に先立ち、検証計画に関する書類（様式は定めない。）を作成する。検証計画に関する書類は、次の項目について記載しなければならない。なお、各項目の詳細に関しては以下を参照すること。

- ・ 利害相反の回避の確認
- ・ 検証業務を行う人員の編成（各人員における役割分担を含む。）
- ・ 事前の概要把握、検証留意事項の評価を踏まえた検証の実施手順
- ・ 品質管理手続における確認項目（ただし、検証業務規程に電気等環境価値保有量に関する品質管理手續の定めがある場合は不要）

（1）利害相反の回避の確認

登録検証機関は、設備認定に係る検証先の事業者と検証のための契約を締結するときに、「検証機関の登録申請ガイドライン」に定める利害関係に係る事項に抵触していないことを確認しなければならない（「検証機関の登録申請ガイドライン 第2部第2章2 業務遂行上の遵守事項（1）利害相反の回避」を参照）。

（2）検証業務を行う人員の編成

「検証機関の登録申請ガイドライン」では、検証業務を行う者として「検証主任者」及び「検証担当者」が定められており、登録検証機関は検証業務を「検証主任者のみ」又は「検証主任者及び検証担当者」から構成される人員のみに担当させることができる仕組みとなっている。なお、本制度では「検証主任者」及び「検証担当者」を合わせて「検証主任者等」と総称している。

登録検証機関は、検証業務を行うに当たり、当該案件を担当する人員を編成しなければならない。その際、担当する全ての者が「検証機関の登録申請ガイドライン」に定める利害相反に係る事項に抵触していないことを確認しなければならない（「検証機関の登録申請ガイドライン 第2部第2章2 業務遂行上の遵守事項（1）利害相反の回避」を参照）。また、担当する全ての者について役割分担をあらかじめ明確にし、検証計画に関する書類に記載しなければならない。

なお、登録検証機関は、設備認定に係る発電事業所の事業特性などに応じて、技術専門家を検証業務に帯同させてもよい。

(3) 概要把握

検証主任者等は、検証を計画し、検証結果を適切に評価するために、申請者の事業内容及び設備の特性等に関する概要把握のため、次に掲げる情報をあらかじめ入手し、又は閲覧することが望ましい（図面等についてはコピーの入手でも良い。）。必要に応じて設備認定に係る発電事業所に赴き、現物確認、現場担当者等へのヒアリング等を行う。

概要把握のための情報（例）

<共通（必須）>

- ・ 設備認定申請書（電力量認証検証時には認定済みのもの）
- ・ 電力量認証申請書

<申請者及び発電設備に関する資料>

- ・ 電気事業法等の届出
- ・ 発電設備に係る設備構造図、フロー図、単線結線図 等

<重複回避に関する資料>

- ・ グリーンエネルギー認証機関又はJ-クレジット制度におけるプロジェクト登録リスト 等
- ・ 特定温室効果ガス排出量算定報告書（申請者が本制度対象事業所の場合）

<認証可能電力量の確認に関する資料>

- ・ データ計測箇所の情報、計測機器に関する資料（計測精度、性能等が判別できる資料、点検・校正記録）、計量器検査成績表、検定証印、認証可能電力量の確認方法に関する事業者作成資料、管理月報、製品カタログ 等
- ・ 販売伝票、電力量の実測結果 等

<バイオマス比率の確認に関する資料>

- ・ 購買伝票、燃料等使用量の実測結果、単位発熱量及び水分率の分析結果、組成分析結果、都市ガス供給約款 等

<バイオマスの基準適合に関する資料>

- ・ バイオマスの基準適合に関する資料（ライフサイクル GHG の算定結果、燃料の第三者認証結果等）

再エネクレジットの対象となるバイオマスによる発電は、化石燃料を含む投入燃料全体の発熱量に対するバイオマス燃料（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 5 条第 1 項第 11 号ハ※に規定される基準に適合しないバイオマス※を除く。）の発熱量の比率（以下「バイオマス比率」という。）が、95%以上であるもの（以下「特定バイオマス発電」という。）に限る。

なお、再エネ特措法施行規則第五条第一項第十一号ハに規定される基準に適合しないバイオマスを除く取扱いについては、令和 7（2025）年度（第 4 計画期間）以降に発電された電力の電力量認証から適用する。令和 6（2024）年度（第 3 計画期間）までに発電された電力の電力量認証については、従前どおり木材パルプの製造の際に生じる廃液（黒液）をバイオマス燃料から除く取扱いとする。

※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第 5 条第 1 項第 11 号

11 当該認定の申請に係る発電がバイオマス発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該発電に係るバイオマス比率を毎月一回以上定期的に算定し、かつ、当該バイオマス比率及びその算定根拠を帳簿に記載すること。

ロ 当該発電に利用するバイオマスと同じ種類のバイオマスを利用して事業を営む者による当該バイオマスの調達に著しい影響を及ぼすおそれがない方法で発電すること。

ハ 当該認定の申請に係る発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれるものとして、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 調達するバイオマスについて持続可能性が確保されていることが確認できること。

(2) 調達するバイオマスについて流通の過程その他の調達の安定性が確保されていること。

基準適合の判断については、資源エネルギー庁が公表する「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」に準ずる。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_biomass.pdf

(4) 検証留意事項の評価

ここでいう「検証留意事項」とは、検証主任者等が見過ごし、検証を誤りやすい事項である。検証主任者は、設備認定に係る発電事業所に関する情報を事前に入手又は当日に閲覧し、データの採取及び集計の過程において組織上及びシステム上、誤りが生じる可能性が高いと思われる事象を「検証留意事項」としてあらかじめ特定しなければならない。

また、検証時に発見した状況に応じて、「検証留意事項」及び検証計画を見直すことも必要である。

検証主任者等は、設備認定検証においては「設備認定申請書」の記載情報、電力量認証検証においては「電力量認証申請書」の記載情報に関する検証留意事項を評価し、評価した検証留意事項に対する対応手続を決定しなければならない。

【検証留意事項の例】

- あるモニタリングポイントの集計・報告作業を複数の担当者・部署・組織で行っていて、集計・報告のミスが生じやすい状況となっている。
- あるモニタリングポイントにおける集計・報告作業の担当者が担当となってから日が浅く、集計・報告のミスが生じやすい状況となっている。
- 前年度と比較して大幅な設備更新や組織変更があり、集計・報告のミスが生じやすい状況となっている。
- あるモニタリングポイントについて、実測データの記録を自動記録ではなく手書きで転記している。
- 昨年度の検証で誤りが見つかった。
- 昨年度の報告値から大きくかい離している。

(5) 品質管理手続における確認項目

登録検証機関は、第5章2 のプロセスレビュー及びテクニカルレビューを実施するにあたり、確認すべき項目については、あらかじめ検証計画に関する書類に記載しておかなければならない。ただし、検証業務規程に電気等環境価値保有量に関する品質管理手続の定めがある場合は、検証計画に関する書類に記載をする必要はない。

2 検証スケジュールの作成及び提出

登録検証機関は、作成した検証計画に関する書類に基づき、検証業務を行う人員編成及び役割分担、全体の検証行程（現地検証では当日の行程を含む。）を示した検証スケジュールを作成し、あらかじめ検証先の事業者に提出する。

第3章 設備認定検証の実施

設備認定検証は、申請者が作成した設備認定申請書が、「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って適切に作成されており、当該申請書の設備が再エネクレジットの対象となることを確認する作業である。検証主任者等は、事前に策定した検証計画及び「再生可能エネルギー設備認定検証チェックリスト」(C号様式)に従って検証を実施する。検証計画の修正が必要な状況が生じた場合には、検証主任者等は適宜検証計画を修正すること。

なお、設備認定検証の実施に当たっては、設備認定に係る発電事業所を目視又は情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、現場担当者等へのヒアリング等の検証を行うこと。

なお、写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要がある。

また、検証を開始する前に、検証主任者にあっては東京都が発行した検証主任者登録証を、検証担当者にあっては東京都が実施した検証主任者等講習会の修了証（登録証及び修了証は、共に検証対象となる登録区分のもので、有効期間内であるものに限る。）を事業者に必ず提示すること。

1 事前説明

検証機関は検証に先立ち、設備認定に係る検証先の事業者に対して、検証業務の理解を促進するため、検証計画、検証業務遂行上の遵守事項等について、十分に説明する。

2 検証チェックリストを用いた検証

ガイドラインに従っていることの検証は、「検証チェックリスト」に示す各々の「検証チェック項目」について実施しなければならない。その際、検証を行う項目の順序は検証主任者等に委ねられるが、基本的には「検証チェックリスト」に記載される順序に沿って行うことが望ましい。

各「検証チェック項目」に対する検証は、次の手順で実施しなければならない。

(1) 根拠資料・確認手段の選択

各「検証チェック項目」の検証に当たって、検証主任者等は「3 検証のポイント」等に記載された事項を踏まえた上で、「検証チェックリスト」の「根拠とした資料」欄に掲げる根拠資料又は確認手段の中から一つ以上を選び、「根拠とした資料」欄にチェックするとともに、根拠とした資料の具体的名称、発行年月日、ページ番号、内容等を備考欄に記入する。なお、事実に該当しないため根拠資料が存在しない場合を除き、原則として再エネクレジット算定ガイドライン第2部第2章2(4)に示す書類等を用い

て検証を行わなければならない（書類等の確認を行わずに、現地の目視確認又は担当者等へのヒアリングのみで済ませることは原則認められない。）。

特に他制度との重複回避については、他制度の関連資料を全て確認する必要がある。ただし、連携県等の制度（現時点では埼玉県のみ）における再生可能エネルギー設備認定に関する重複確認については、事業者に概要を説明したうえでヒアリングのみで良い。

（2）検証結果の判断

（1）で選択した根拠資料又は確認手段に基づき、検証主任者等は各「検証チェック項目」の検証結果を次の表の基準に従って判断し、「検証チェックリスト」の「検証の結果」欄の「適合／不備あり／不明／該当なし」のいずれかにチェックする。

あわせて、その判断の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入する。

項目ごとの 検証結果の種類	検証結果の基準
適合	「設備認定申請書」に記載された情報が、「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されている。
不備あり	記載すべき情報があるにも関わらず「設備認定申請書」に記載がない、又は記載された情報が、「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されていない。
不明	証拠が入手できない、又は不十分であるため、「設備認定申請書」に記載された情報が、「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されているか判断ができない。
該当なし	申請設備の内容が項目に該当しない。ただし、事実が存在しないことの確認が必要な場合は、「該当なし」としてはならない。

（3）「不備あり」「不明」の場合の対応

検証の結果が「不備あり」又は「不明」であった場合には、検証主任者等はその理由の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入するとともに、理由の詳細について「検証結果の詳細報告書（再生可能エネルギー設備認定）」（A号様式）の「4 東京都と要協議の事由」に記述する。

また、これらの検証結果に伴い、設備認定に係る発電事業所が「適合」となるための対応策を講じる場合には、検証主任者等は「適合でない場合の事業者の対応」欄にその概要を記入する。

(4) 再検証の実施

(3) の申請者による対応の結果については、(後日) 確認し、新たなチェックリストへ記入する(新たなチェックリストへの記入は、再検証を行った箇所だけでよい。)。また、検証で使用したチェックリストはバージョン管理をし、検証結果報告書を提出する際には、事業者による是正の履歴を確認するため、全てのバージョンのチェックリストを検証結果報告書に添付する。

3 検証のポイント

設備認定における検証を行うに当たり、検討すべきポイントの例を次に示す。

特に、他制度及び本制度との重複が回避されているか、特定バイオマス発電においてはバイオマス比率の算定方法が適切であるかについて、留意する必要がある。

- ・ 認定を受ける設備は、「再エネクレジット算定ガイドライン」の内容に沿っているか。
- ・ 設備認定申請書における記載内容と設備の結線図及び実態とが一致しているか。
- ・ 認証可能電力量の算定方法は、「再エネクレジット算定ガイドライン」の内容に沿っているか。
- ・ 特定小水力発電において、発電型式がダム式若しくはダム水路式の場合、用途が従属利用のものであるか。
- ・ 実測の場合は、特定計量器等が使用されているか。また、設備認定時に特定計量器等が設置されていない場合は、特定計量器等の設置予定計画であるか。
- ・ 遠隔検針システムを利用している場合は、システム概要図、動作確認立会い記録、動作確認書等により、システムの正確性・信頼性を確認できるか。
- ・ 補機使用電力量の算定計画は適切であるか。
- ・ 特定バイオマス発電においては、燃料等使用量の把握方法、バイオマス比率の算定方法は適切であるか。
- ・ 他制度（固定価格買取制度、東京都が認めたグリーンエネルギー証書認証機関、J-クレジット制度、その他環境価値の重複にあたるものとして東京都が判断したもの）との重複はないか。なお、東京都が認めたグリーンエネルギー証書認証機関、J-クレジット制度については、ホームページ等の一般公開されて

いる設備リストを確認し、固定価格買取制度については、売電を行っている設備の売電契約書等を確認することにより行う。根拠とした資料を検証結果報告書の関連資料として保管しておくこと。

- 当該設備が本制度対象事業所に含まれる場合は、特定温室効果ガス削減量との重複はないか（一部、特定温室効果ガス削減量として報告を行っている場合は、再エネクレジットの発行に支障ないか。）。

4 登録検証機関による質問

検証を進めていくうえで、登録検証機関が本ガイドラインによる規準では判断ができない場合、東京都が別に定める「検証機関の質問様式」によって、登録検証機関から東京都にその判断を求める質問を行うことができる。その際、登録検証機関は質問事項に対する判断の案を添えなければならない。また東京都が判断するための情報を、可能な限り入手して添付しなければならない。

～本ガイドラインにおける特定計量（特定計量制度）の取扱い～

本ガイドラインにおいては、計量法（平成4年法律第51号）で定められている特定計量器に、電気事業法（昭和39年法律第170号）で規定されている特定計量の届出をする計量で用いる電気計器を加えて「特定計量器等」という。

（参考：「特定計量制度に係るガイドライン」（経済産業省））

第4章 電力量認証検証の実施

電力量認証検証では、事業者が作成した電力量認証申請書が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って適切に作成されていること、認定を受けている「設備認定申請書」に従って適切に作成されていることを確認する作業である。検証主任者等は、事前に策定した検証計画及び「再生可能エネルギー電力量認証検証チェックリスト」(D号様式)に従って検証を実施する。検証計画の修正が必要な状況が生じた場合には、検証主任者は適宜検証計画を修正して、必要な検証手続きを実施すること。

なお、電力量認証検証の実施に当たっては、設備認定申請時からの変更が発生していないことについての確認が必要であるため、設備認定に係る発電事業所を目視又は情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、現場担当者等へのヒアリング等の検証を行うこと。ただし、書類等の確認のみであっても変更がないことが明らかであると登録検証機関が合理的に説明できる場合についてはこの限りではない。

なお、写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要がある。

また、検証を開始する前に、検証主任者にあっては東京都が発行した検証主任者登録証、検証担当者にあっては東京都が実施した検証主任者等講習会の修了証（登録証及び修了証は、共に検証対象となる登録区分のもので、有効期間内であるものに限る。）を事業者に必ず提示すること。

1 事前説明

検証機関は検証に先立ち、設備認定に係る検証先の事業者に対して、検証業務の理解を促進するため、検証計画、検証業務遂行上の遵守事項等について、十分に説明する。

2 検証チェックリストを用いた検証

ガイドラインに従っていることの検証は、「検証チェックリスト」に示す各々の「検証チェック項目」について実施しなければならない。その際、検証を行う項目の順序は検証主任者等に委ねられるが、基本的には「検証チェックリスト」に記載される順序に沿って行うことが望ましい。

各「検証チェック項目」に対する検証は、次の手順で実施しなければならない。

(1) 根拠資料・確認手段の選択

各「検証チェック項目」の検証に当たって、検証主任者等は「3 検証のポイント」等に記載された事項を踏まえた上で、「検証チェックリスト」の「根拠とした資料」欄に掲げる根拠資料又は確認手段の中から一つ以上を選び、「根拠とした資料」欄にチエ

ックするとともに、根拠とした資料の具体的名称、発行年月日、ページ番号、内容等を備考欄に記入する。なお、事実に該当しないため根拠資料が存在しない場合を除き、原則として再エネクレジット算定ガイドライン第2部第2章3(3)に示す書類等を用いて検証を行わなければならない（書類等の確認を行わずに、現地の目視確認又は担当者等へのヒアリングのみで済ませることは原則認められない。）。

（2）検証結果の判断

(1) で選択した根拠資料又は確認手段に基づき、検証主任者等は各「検証チェック項目」の検証結果を次の表の基準に従って判断し、「検証チェックリスト」の「検証の結果」欄の「適合／不備あり／不明／該当なし」のいずれかにチェックする。

あわせて、その判断の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入する。

項目ごとの 検証結果の種類	検証結果の基準
適合	「電力量認証申請書」に記載された情報が、「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されている。
不備あり	記載すべき情報があるにも関わらず「電力量認証申請書」に記載がない、又は記載された情報が、「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されていない。
不明	証拠が入手できない又は、不十分であるため、「電力量認証申請書」に記載された情報が、「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されているか判断ができない。
該当なし	申請設備の内容が項目に該当しない。ただし、事実が存在しないことの確認が必要な場合は、「該当なし」としてはならない。

（3）「不備あり」「不明」の場合の対応

検証の結果が「不備あり」又は「不明」であった場合には、検証主任者等はその理由の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入するとともに、理由の詳細について「検証結果の詳細報告書（再生可能エネルギー電力量認証）」（B号様式）の「4 東京都と要協議の事由」に記述する。

また、これらの検証結果に伴い、設備認定に係る発電事業所が「適合」となるための対応策を講じる場合には、検証主任者等は「適合でない場合の事業者の対応」欄にその概要を記入する。

(4) 再検証の実施

(3) の申請者による対応の結果については、(後日) 確認し、新たなチェックリストへ記入する(新たなチェックリストへの記入は、再検証を行った箇所だけでよい。)。また、検証で使用したチェックリストはバージョン管理をし、検証結果報告書を提出する際には、事業者による是正の履歴を確認するため、全てのバージョンのチェックリストを検証結果報告書に添付する。

3 検証のポイント

(1) 共通

検証主任者等は、認証可能電力量が東京都の認定を受けた「設備認定申請書」及び「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って正しく算定され、「電力量認証申請書」において正しく報告されていることを検証しなければならない。

なお、再生可能エネルギー電力量認証申請書に記載された認証対象電力量又はバイオマス比率の計算に使用されたデータ（以下「使用データ」という。）については、購買伝票、販売伝票等に記載されている電力量若しくは燃料等使用量のデータ、実測データ又はその他関連資料に基づくデータ（以下「根拠データ」という。）と突合しなければならない。また、突合は、基本的に使用データの全てに対して行うこととし、検証主任者等は発見された誤りの修正を申請者に求めることができる。

しかしながら、使用データの数が多数に上り、全数の検証が経済性からも困難である場合には、サンプリングによる根拠データの検証を認めることとする。サンプリングによる検証を行う場合、登録検証機関はサンプリングに関する手順をあらかじめ定めていなければならず、検証主任者等は登録検証機関の定めた手順に従ってサンプリングを行なわなければならない。サンプリング条件は、真の認証可能電力量に対してサンプリングによる誤差の評価が5%未満となるように設定しなければならない。

また、サンプリングによる検証を行なった場合には、「検証結果の詳細報告書」(A号様式又はB号様式)の所定の欄に、サンプリングを行った対象、使用したサンプリング手法、誤差の評価方法並びに使用データ及び根拠データに対して評価した誤差について記載しなければならない。また、サンプリングの対象とした全ての使用データを示すとともに、サンプリング検証を行った根拠データ、サンプリングのカバー率、誤差、誤差率等について記載したサンプリング計画に関する書類（様式は定めない。）を作成すること。

認証可能電力量の検証を行うに当たり、検討すべきポイントの例を次に示す。

- ・ 認証可能電力量の算定方法及び結果は「再エネクレジット算定ガイドライン」の内容に沿っているか。
- ・ 電力量認証申請時における実態と設備認定申請書の内容が一致しているか（設備認定申請時からの変更は発生していないか。）。（ただし、設備認定後に遠隔検針システムを導入している場合は、遠隔検針システムを除く。）
- ・ 設備認定申請書における認証可能電力の算定方法に従って、適切に算定されているか。
- ・ 電力量や燃料等使用量は検針票、写真等の数値が確認できる方法で把握されているか。
- ・ 設備認定後に遠隔検針システムを導入している場合は、システム概要図、動作確認立会い記録、動作確認書等により、システムの正確性・信頼性を確認できるか。
- ・ 設備認定申請書における補機使用電力量の算定方法に従って、発電補機使用電力量及び送電補機使用電力量の使用電力量が適切に算定されているか。
- ・ 設備認定申請の際に特定計量器等を設置していなかった場合は、モニタリング期間中においては、計画どおりに特定計量器等を設置していたか。
- ・ 単位の整合性は取れているか。また、単位の変換や圧力、温度等の補正が正しく行われているか。
- ・ 有効桁数や加減乗除の計算が正しく行われているか。
- ・ 認証可能電力量等の算定結果は、正確なものであるか。
- ・ 算定に関する電力量及び燃料等使用量のデータの記録と保管方法が適切であるか。

（2）特定バイオマス発電

特定バイオマス発電における認証可能電力量の検証では、バイオマス比率の算定方法及び結果が適切であるか、バイオマス燃料が再エネ特措法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 5 条第 1 項第 11 号ハに規定される基準に適合しているかに留意する必要がある。

バイオマス比率の検証を行うに当たり、検討すべきポイントの例を次に示す。

- ・ バイオマス比率の算定方法及び結果は「再エネクレジット算定ガイドライン」の内容に沿っているか。

- ・ 非バイオマス燃料等を使用していないために、バイオマス比率の計算を省略した場合は、非バイオマス燃料等を投入していないことを客観的に証明できるか。
- ・ 設備認定申請書におけるバイオマス比率の算定方法に従って、適切に算定されたものであるか。
- ・ 燃料等の単位発熱量、水分率及び組成分析は、適切に算定されたものであるか。また、JIS 等の基準に準拠しているか。

バイオマス燃料が基準に適合しているかの検証を行うに当たっては、バイオマス燃料が、再エネ特措法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 5 条第 1 項第 11 号ハに規定される基準に適合していることを示す資料（ライフサイクル GHG の算定結果、燃料の第三者認証結果等）が存在しているかを確認する。

4 登録検証機関による質問

検証を進めていくうえで、登録検証機関が本ガイドラインによる規準では判断ができない場合、東京都が別に定める「検証機関の質問様式」によって、登録検証機関から東京都にその判断を求める質問を行うことができる。その際、登録検証機関は質問事項に対する判断の案を添えなければならない。また東京都が判断するための情報を、可能な限り入手して添付しなければならない。

第5章 検証結果のとりまとめと報告

登録検証機関は、次に示す手順に従って登録検証機関としての検証意見を確定し、報告しなければならない。

1 検証結果のとりまとめ

検証主任者等は、実施した検証手続きにおいて入手した証拠から、下表に示す検証結果のいずれに該当するかについて決定する。

【設備認定検証の場合】

検証結果の種類	設備認定検証における判断の基準
適合	次のいずれも満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「設備認定申請書」が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って作成され、適切に報告されている。 ・ 「設備認定申請書」に記載された情報が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告されている。
東京都と要協議	次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「設備認定申請書」に記載された情報が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って作成されていない、又は適切に報告されていない。 ・ 登録検証機関側の事情以外の理由により、検証結果を決定するための証拠が入手できいため、「設備認定申請書」に記載された情報が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告されているか判断ができない。

【電力量認証検証の場合】

検証結果の種類	電力量認証検証における判断の基準
適合	次のいずれも満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「電力量認証申請書」が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って作成され、適切に報告されている。 ・ 「電力量認証申請書」に記載された情報が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告されている。
東京都と要協議	次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「電力量認証申請書」に記載された情報が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って作成されていない、又は適切に報告されていない。

	<ul style="list-style-type: none">・ 認証可能電力量の算定に使用したデータが正しく把握されていない（サンプリングを行った場合には、誤差の評価が5%を超えてる。）。・ 登録検証機関側の事情以外の理由により、検証結果を決定するための証拠が入手できないため、「電力量認証申請書」に記載された情報が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告されているか判断ができない。
--	---

2 検証結果の品質管理手続き及び検証結果報告書の確定

登録検証機関は、当該案件を担当した検証主任者等の実施した検証が本ガイドラインに従っており、適切な検証意見が形成されていることを客観的に評価しなければならない。

そのために、登録検証機関は、品質管理手続として当該案件を担当していない検証業務部門の検証主任者又は管理・検証精度確保部門による検証結果の確認を実施しなければならない。

検証結果の確認は、検証結果の詳細報告書、検証チェックリスト等を参照して、検証業務規程又は検証計画書で定めた項目に基づき、次の二つの観点から実施しなければならない。また、確認した各項目についての結果を記録し、検証結果報告書の関連資料として保管しなければならない。

- ・ 登録検証機関が定めた手続に沿って検証が行われ、その全ての手続が完了していることを評価する（プロセスレビュー）。
- ・ 検証意見が適切なものであることを評価する（テクニカルレビュー）。

登録検証機関は、上記の品質管理手続の終了後、検証業務部門又は管理・検証精度確保部門の責任者による承認を経て、登録検証機関の責任をもって検証意見を確定させなければならない。

3 設備認定検証結果報告書の提出

登録検証機関は、設備認定の検証結果の報告として、次の書類を設備認定に係る検証先の事業者に提出する。また、提出の日まで帳簿に記載し、必要事項を各報告書の写しを帳簿に記載の日から7年間保管しなければならない。

- (1) 検証結果報告書（平成21年東京都告示第1234号別記第8号様式）
- (2) 検証結果の詳細報告書（再生可能エネルギー設備認定）（A号様式）
- (3) 再生可能エネルギー設備認定検証チェックリスト（C号様式）
（検証終了時の全てのバージョン）

なお、設備認定の検証結果報告書の提出後、東京都が設備認定に係る検証先の事業者及び登録検証機関に対して、設備認定申請書及び設備認定申請書の内容に関する聴取を行う場合がある。また、東京都との協議の結果、設備認定の結果を確定させるための代替措置を東京都が別途指示する場合があるので、その旨留意すること。登録検証機関は、聴取に対応できるように検証意見を確定させた際の資料（検証計画に対する実績を記載した資料、各レビューを実施するための根拠書類、検証チェックリスト以外の根拠書類など）も上記の各書類と併せて保存すること。

4 電力量認証検証結果報告書の提出

登録検証機関は、電力量認証の検証結果の報告として、次の書類を設備認定に係る検証先の事業者に提出する。また、提出の日まで帳簿に記載し、必要事項を各報告書の写しを帳簿に記載の日から7年間保管しなければならない。

- (1) 検証結果報告書（平成21年東京都告示第1234号別記第8号様式）
- (2) 検証結果の詳細報告書（再生可能エネルギー電力量認証）（B号様式）
- (3) 再生可能エネルギー電力量認証検証チェックリスト（D号様式）
（検証終了時の全てのバージョン）
- (4) サンプリング計画に関する書類（※サンプリング検証を採用している場合に限る。）

なお、電力量認証の検証結果報告書の提出後、東京都が設備認定に係る検証先の事業者及び登録検証機関に対して、電力量認証申請書及び電力量認証申請書の内容に関する聴取を行う場合がある。また、東京都との協議の結果、認証電力量を確定させるための代替措置を東京都が別途指示する場合があるので、その旨留意すること。登録検証機関は、聴取に対応できるように検証意見を確定させた際の資料（検証計画に対する実績を記載した資料、各レビューを実施するための根拠書類、検証チェックリスト以外の根拠書類など）も上記の各書類と併せて保存すること。

第8号様式

<p style="text-align: center;">東京都知事 殿 住 所 <u>法 人 名</u> <u>代表者名</u></p>	年 月 日																																			
検証結果報告書																																				
1 検証の対象																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: left; padding: 2px;">検証対象の種類</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle; padding: 2px;">検証先 事業所</td> <td style="width: 85%; padding: 2px;">名称</td> </tr> <tr> <td style="width: 85%; padding: 2px;">所在地</td> </tr> <tr> <td style="width: 85%; padding: 2px;">指定番号</td> </tr> </table>		検証対象の種類		検証先 事業所	名称	所在地	指定番号																													
検証対象の種類																																				
検証先 事業所	名称																																			
	所在地																																			
	指定番号																																			
2 検証の対象年度																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: left; padding: 2px;">検証の対象年度</td> <td style="width: 50%; text-align: right; padding: 2px;">年度</td> </tr> </table>		検証の対象年度	年度																																	
検証の対象年度	年度																																			
3 検証を実施した登録検証機関																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: left; padding: 2px;">登録区分</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle; padding: 2px;">検証 主任者</td> <td style="width: 85%; padding: 2px;">登録番号</td> <td style="width: 15%; text-align: right; padding: 2px;">登録年月日</td> <td style="width: 15%; text-align: right; padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="width: 85%; padding: 2px;">営業所の名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="width: 85%; padding: 2px;">営業所の所在地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="width: 85%; padding: 2px;">部署名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="width: 85%; padding: 2px;">氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle; padding: 2px;">連絡先</td> <td style="width: 30%; padding: 2px;">登録番号</td> <td style="width: 15%; text-align: right; padding: 2px;">登録年月日</td> <td style="width: 15%; text-align: right; padding: 2px;">年 月 日</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">電話番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">電子メール アドレス</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>		登録区分		検証 主任者	登録番号	登録年月日	年 月 日	営業所の名称				営業所の所在地				部署名				氏名				連絡先	登録番号	登録年月日	年 月 日		電話番号				電子メール アドレス			
登録区分																																				
検証 主任者	登録番号	登録年月日	年 月 日																																	
	営業所の名称																																			
	営業所の所在地																																			
	部署名																																			
氏名																																				
連絡先	登録番号	登録年月日	年 月 日																																	
	電話番号																																			
電子メール アドレス																																				
4 利害相反の回避																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 2px;">検証先事業所が登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者の設置 している事業所でないことその他の利害相反の回避の確認</td> <td style="width: 20%; text-align: right; padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 確認済み</td> </tr> </table>		検証先事業所が登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者の設置 している事業所でないことその他の利害相反の回避の確認	<input type="checkbox"/> 確認済み																																	
検証先事業所が登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者の設置 している事業所でないことその他の利害相反の回避の確認	<input type="checkbox"/> 確認済み																																			
5 検証結果																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 25%; text-align: center; vertical-align: middle; padding: 2px;">検証結果</td> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 2px;">適合</td> <td style="width: 60%; text-align: center; padding: 2px;">東京都と要協議</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">検証された排出量、 一次エネルギー使用量、 削減量、 対策の推進の程度等</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>		検証結果	適合	東京都と要協議			検証された排出量、 一次エネルギー使用量、 削減量、 対策の推進の程度等																													
検証結果	適合		東京都と要協議																																	
検証された排出量、 一次エネルギー使用量、 削減量、 対策の推進の程度等																																				

(日本産業規格A列4番)

備考 検証の担当者、検証結果の理由その他検証に係る事項については、知事が別に定める検証業務の実施方法に係る指針に定めるところにより、当該事項を記載した書類を添付すること。

A4様式(再エネクレジット検証ガイドライン)その1

検証事業所の名称	
検定番号(又は設備認定番号)	
検証の対象年度	

検証結果の詳細報告書(再生可能エネルギー設備認定)

1 検証を担当した人員

	責任者	氏名	区分	登録番号
1				
2				
3				
4				
5				

(注) 「責任者」欄には、当該案件を担当した人員の中で、代表して責任を負う検証主任者1名に○を記入すること。

(日本産業規格A4用紙)

A4用様式(再エネクレジット検証ガイドライン)その2

発電事業者の名称	
指定番号(又は検査認定番号)	
検証の対象年度	

2 検証留意事項の評価とその対応策

検証留意事項	対応策	対応策実施後の評価

(注) 欄が足りない場合は、用紙を追加して記入すること。

3 検証結果の品質管理手続の概要

実施日	実施者	テーマ・名称	結果の概要

(注) 欄が足りない場合は、用紙を追加して記入すること。

(日本産業規格A4用)

A号様式(再エネクレジット検証ガイドライン)その3

発電事業所の名称	
指定番号(又は許認可登録番号)	
換算の対象年度	

4 東京都と要協議の事由

(注) 桁が足りない場合は、用紙を追加して記入すること。

(日本産業規格A列4番)

B号様式(再エネクレジット検証ガイドライン)その1

発電事業所の名称	
指定番号(又は登録認定番号)	
検証の対象年度	

検証結果の詳細報告書(再生可能エネルギー電力量認証)

1 検証を担当した人員

責任者	氏名	区分	登録番号
1			
2			
3			
4			
5			

(注)「責任者」欄には、当該案件を担当した人員の中で、代表して責任を負う検証主任者1名に○を記入すること。

2 排出量データの検証結果

サンプリングを行った対象	使用したサンプリング手法	誤差の評価方法	誤差の評価結果

(日本産業規格A列4番)

総量削減義務と排出量取引制度における再エネクレジット検証ガイドライン

(2/3)

B号様式(再エネクレジット検証ガイドライン)その2

発電事業所の名称	
指定番号(又は設備認定番号)	
検証の対象年度	

3 検証留意事項の評価とその対応策

検証留意事項	対応策	対応策実施後の評価

(注) 欄が足りない場合は、用紙を追加して記入すること。

4 検証結果の品質管理手続の概要

実施日	実施者	テーマ・名称	結果の概要

(注) 欄が足りない場合は、用紙を追加して記入すること。

(日本産業規格A列4番)

(3/3) B号様式(再エネクレジット検証ガイドライン)その3

高電事業所の名前:	
指定番号(又は群機認定番号)	
換算の対象年度	

5 東京都と横浜の事由

(注) 桁が足りない場合は、用紙を追加して記入すること。

(日本産業規格A列4器)

C号様式（再エネクレジット検証ガイドライン）表紙

再生可能エネルギー設備認定検証チェックリスト

発電事業所の名称		検証機関名	
指定番号(又は設備認定番号)		登録番号	
検証の対象年度	年度	検証主任者氏名	
更新日		登録番号	
バージョン		所属	
		連絡先	
		e-mail	

(日本産業規格A4用)

総量削減義務と排出量取引制度における再エネクレジット検証ガイドライン

寸法図式（再エネクレジット検証ガイドラインチェックリスト）		規制者名又は規制認定番号	規制の効率年度	規制機関			実績条件		
No.	ルール・枠組み・基準概要	規制チェック項目	規制した資料	着信	不規則性	不明	規制認可の範囲外	規制の基準の範囲外	備考
1	<規制の実施> 規制に該当している内容は、規制の実施と比べて一致しているか。	<input type="checkbox"/> 規制認可書（ 規制実施書（ ○その他））	<input type="checkbox"/> 規制実施（ ○規制認可（ ○その他））						
2	⑩③ <規制実施の効果となる規制診断>「再エネクレジット算定ガイドライン」の内容に該当しているか。	<input type="checkbox"/> 規制実施（ ○規制認可（ ○その他））	<input type="checkbox"/> 規制実施（ ○規制認可（ ○その他））						
3	⑩③ <規制の実施> 規制が、法人式別しく2段階式の場合、用途が分担利用のものであるか。	<input type="checkbox"/> 規制実施（ ○規制認可（ ○その他））	<input type="checkbox"/> 規制実施（ ○規制認可（ ○その他））						
4	⑩③ <電力の販売方法> 電力の販売の場合は、特定販賣契約が締結されているか、ならびに供給契約に供給契約が締結されていない場合は、特定販賣契約が締結されているか。	<input type="checkbox"/> 規制実施（ ○規制認可（ ○その他））	<input type="checkbox"/> 規制実施（ ○規制認可（ ○その他））						
5	⑩③ <規制の実施> 規制が、再エネクレジット算定ガイドラインの内容に該当しているか。	<input type="checkbox"/> 規制認可（ ○規制実施（ ○その他））	<input type="checkbox"/> 規制認可（ ○規制実施（ ○その他））						
6	⑩③ <規制の実施> 規制が、再エネクレジット算定ガイドラインの実施と比べて一致しているか。	<input type="checkbox"/> 規制認可（ ○規制実施（ ○その他））	<input type="checkbox"/> 規制認可（ ○規制実施（ ○その他））						
7	<規制の実施> 規制が、再エネクレジット算定ガイドラインの実施と比べて一致しているか。	<input type="checkbox"/> 規制認可（ ○規制実施（ ○その他））	<input type="checkbox"/> 規制認可（ ○規制実施（ ○その他））						
8	⑩③ <電力の販売方法>「再エネクレジット算定ガイドライン」の内容に該当しているか。	<input type="checkbox"/> 規制認可（ ○規制実施（ ○その他））	<input type="checkbox"/> 規制認可（ ○規制実施（ ○その他））						
9	⑩③ <バイオマス比率の算定方法>「再エネクレジット算定ガイドライン」の内容に該当しているか。	<input type="checkbox"/> 規制認可（ ○規制実施（ ○その他））	<input type="checkbox"/> 規制認可（ ○規制実施（ ○その他））						
10	⑩④ <規制の実施><電力の販売方法>「再エネクレジット算定ガイドライン」の内容に該当しているか。	<input type="checkbox"/> 規制認可（ ○規制実施（ ○その他））	<input type="checkbox"/> 規制認可（ ○規制実施（ ○その他））						
11	⑩⑤ <規制の実施> 規制が、再エネクレジット算定ガイドラインの実施と比べて一致しているか。	<input type="checkbox"/> 規制認可（ ○規制実施（ ○その他））	<input type="checkbox"/> 規制認可（ ○規制実施（ ○その他））						
12	⑩⑤ <規制の実施> 規制が、再エネクレジット算定ガイドラインの実施と比べて一致しているか。 ※実施がなければ「適合」、監査していれば「不適合」とする。	<input type="checkbox"/> 規制認可（ ○規制実施（ ○その他））	<input type="checkbox"/> 規制認可（ ○規制実施（ ○その他））						

(日本語版第6回)

D号様式（再エネクレジット検証ガイドライン）表紙

再生可能エネルギー電力量認証検証チェックリスト

発電事業所の名称		検証機関名	
指定番号（又は設備認定番号）		登録番号	
検証の対象年度	年度	検証主任者氏名	
		登録番号	
		所属	
更新日		連絡先	
バージョン		e-mail	

（日本産業規格A4用紙）

総量削減義務と排出量取引制度における再エネクレジット検証ガイドライン

D種検証（再エネクレジット検証ガイドライン）チェックリスト		検定番号(又は新規検定番号)	検討の年数年度	検討施策名			実績番号		
No.	再エネクレジット検証の実施範囲	検討対象の項目	実施した資料	適合	不適合	疑問	検討結果の実施状況	適合でない場合の審査の対応	備考
1	<評議会実施> 新規審査に記載されている内容は、新規の実施と比べて一致しているか。	○評議会実施 ○既存施設 ○その他()	○評議会実施() ○既存施設() ○その他()						
2	<新規審査と既存施設の違い> 新規審査と既存施設との違いは、新規審査中審査と比べて同じでない場合は新規審査からではなく既存施設からである。	○新規審査と既存施設 ○既存施設と新規審査 ○その他()	○新規審査と既存施設() ○既存施設と新規審査() ○その他()						
3	<新規審査> 新規審査が実施された際には、新規を監査を実施していなかった場合は、新規審査中に監査に記載される方角で把	○新規審査 ○既存施設 ○その他()	○新規審査() ○既存施設() ○その他()						
4	<新規審査の結果> 電力量について、検討書、答申書の表題が確認できる方角で把	○新規審査 ○既存施設 ○その他()	○新規審査() ○既存施設() ○その他()						
5	<算定期間の変更> 算定期間において、新規を監査を実施していなかった場合は、新規審査中の監査は新規()、既存()ものである。	○算定期間の変更 ○その他()	○算定期間の変更() ○その他()						
6	<算定期間の変更> 算定期間において、新規した表や改訂事項の計算は、最初に行な	○算定期間の変更 ○その他()	○算定期間の変更() ○その他()						
7	<算定期間> 算定期間における算定期間は、正確なものであるか。	○算定期間 ○その他()	○算定期間() ○その他()						
8	<新規審査と既存施設の違い> 新規と既存施設における新規と既存の監査用箇所の記載位置	○新規と既存の監査用箇所 ○既存と新規の監査用箇所 ○その他()	○新規と既存の監査用箇所() ○既存と新規の監査用箇所() ○その他()						
9	<新規審査と既存施設の違い> 新規と既存施設における新規と既存の監査用箇所の記載位置は、「再エネクレジット算定期間」の内容に沿っているか。	○新規と既存の監査用箇所 ○既存と新規の監査用箇所 ○その他()	○新規と既存の監査用箇所() ○既存と新規の監査用箇所() ○その他()						
10	<新規と既存の監査用箇所> 新規と既存の監査用箇所における新規と既存の監査用箇所の算定期間は、最初に行な	○新規と既存の監査用箇所 ○既存と新規の監査用箇所 ○その他()	○新規と既存の監査用箇所() ○既存と新規の監査用箇所() ○その他()						
11	<新規と既存の監査用箇所> 新規と既存の監査用箇所における新規と既存の監査用箇所の算定期間は、最初に行な	○新規と既存の監査用箇所 ○既存と新規の監査用箇所 ○その他()	○新規と既存の監査用箇所() ○既存と新規の監査用箇所() ○その他()						
12	<新規と既存の監査用箇所> 新規と既存の監査用箇所における新規と既存の監査用箇所の算定期間は、最初に行な	○新規と既存の監査用箇所 ○既存と新規の監査用箇所 ○その他()	○新規と既存の監査用箇所() ○既存と新規の監査用箇所() ○その他()						
13	<新規と既存の監査用箇所> 新規と既存の監査用箇所における新規と既存の監査用箇所の算定期間は、最初に行な	○新規と既存の監査用箇所 ○既存と新規の監査用箇所 ○その他()	○新規と既存の監査用箇所() ○既存と新規の監査用箇所() ○その他()						
14	<新規と既存の監査用箇所> 新規と既存の監査用箇所における新規と既存の監査用箇所の算定期間は、最初に行な	○新規と既存の監査用箇所 ○既存と新規の監査用箇所 ○その他()	○新規と既存の監査用箇所() ○既存と新規の監査用箇所() ○その他()						
15	<新規と既存の監査用箇所> 新規と既存の監査用箇所における新規と既存の監査用箇所の算定期間は、最初に行な	○新規と既存の監査用箇所 ○既存と新規の監査用箇所 ○その他()	○新規と既存の監査用箇所() ○既存と新規の監査用箇所() ○その他()						
16	<新規と既存の監査用箇所> 新規と既存の監査用箇所における新規と既存の監査用箇所の算定期間は、最初に行な	○新規と既存の監査用箇所 ○既存と新規の監査用箇所 ○その他()	○新規と既存の監査用箇所() ○既存と新規の監査用箇所() ○その他()						
17	<新規と既存の監査用箇所> 新規と既存の監査用箇所における新規と既存の監査用箇所の算定期間は、最初に行な	○新規と既存の監査用箇所 ○既存と新規の監査用箇所 ○その他()	○新規と既存の監査用箇所() ○既存と新規の監査用箇所() ○その他()						
18	<新規と既存の監査用箇所> 新規と既存の監査用箇所における新規と既存の監査用箇所の算定期間は、最初に行な	○新規と既存の監査用箇所 ○既存と新規の監査用箇所 ○その他()	○新規と既存の監査用箇所() ○既存と新規の監査用箇所() ○その他()						
19	<新規と既存の監査用箇所>	○新規と既存の監査用箇所 ○既存と新規の監査用箇所 ○その他()	○新規と既存の監査用箇所() ○既存と新規の監査用箇所() ○その他()						

総量削減義務と排出量取引制度における再エネクレジット検証ガイドライン

D-2種別(再生可能エネルギー機器の区分)			報告書類の名称		報告書名(又は許可証登録番号)	報告の翌年度	検査機関名		登録番号	
No.	再生可能エネルギー機器の種類	検査すべき項目	検査した資料		検査結果			検査結果の実施地點	適合での検査の実施地點	備考
38	3(6) ルーム・電力量 制御装置	□バイオマス燃焼装置/バイオマス発電の場合は、 ①バイオマス燃料等を使用している場合に、バイオマス出力の 計測を助ける場合は、②バイオマス燃料等を投入している方に しては運転に相違ある比較である。	□機器設置場所 □設備設置 □機器確認 □その他	適合 不適合 該当 なし						(日本産業規格JIS447)